

島田市長意見に対する事業者の見解
(ウインドパーク遠州東部風力発電所 準備書)

資料5-1

No.	環境要素の区分	意見	事業者の見解
1	00 全般	本事業は、配慮書から方法書及び方法書から準備書にかけて計画内容が大きく変更していることから今後、評価書を作成するに当たりさらなる計画変更が行われる可能性がある。こうしたことから必要な調査、予測及び評価を行い、その結果を漏れなく記載するよう求める。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電施設の配置や構造の見直し等を行うこと。	事業計画の策定の過程において様々な観点から事業計画を見直してまいる場合があります。いずれも環境影響の更なる低減や事業の実現性を加味した上での変更となります。今後も評価書に向けて事業計画を見直す場合がありますが、その内容については漏れなく評価書に記載いたします。なお、その過程で重大な影響が予測評価される場合には、配置変更や構造の見直しなどを実施してまいります。
2	00 全般	準備書の開示により住民からも多くの意見が寄せられているが、評価書ではこれらの意見を十分に反映し、住民の理解を得られるように努めること。また住民に対しわかりやすく説明を行うこと。	住民の皆様からの貴重なご意見をいただいております。評価書に向けいただきました意見を十分に反映し住民の皆様との理解が得られるように、解り易く説明してまいります。
3	00 全般	風力発電をはじめ自然エネルギー発電施設の開発には、周辺住民や自治会、そして自治体との関係が重要であり、本事業が互いの利益と発展に供するように、事業実施後の連絡体制の構築に努めること。	ご意見、ありがとうございます。事業実施後の連絡体制の構築など取組まさせていただきます、相互の利益と発展に尽くしてまいります。
4	00 全般	対象事業実施区域内において、クマタカ等の国内希少野生動植物種に指定されている生物の生息が確認されていることから、この地域の生物多様性は高いとされる。したがって、貴重な生態系に与える影響の低減に最大限努めるよう求める。	現地調査の結果、ご指摘の生物の生息が確認されております。このため貴重な生態系への影響を低減できるよう、引き続き事業計画の検討に努めてまいります。
5	00 全般	当該計画地近辺は、令和4年9月に発生した台風15号において、土砂災害や洪水・浸水被害を受けている。このため開発計画地近隣の住民の不安は高まっていることから、自然災害への対策や住民への理解を得るための対策を十分に講じること。	対象事業実施区域を含め周辺において豪雨等による災害が発生していることは承知しております。事業者といたしましては、本事業の実施が災害の引き金にならないように、関係行政様等からのご指導をいただき、調査設計を進めてまいります。なお、その結果については、住民の皆様と解り易く説明し不安の払拭に努めてまいります。
6	00 全般	当該事業が地域経済の振興に寄与するよう努めること。	ご指摘を真摯に受け止め、今後関係機関様とご協議させていただきたく存じます。
7	02 大気質 (粉じん等)	当該事業実施区域周辺及び工事関係車両の主要な走行ルート周辺には、住居地域が在していることから、工事車両の通行、工事用資材等の搬出入に伴う排気ガスや粉じん等による、周辺地域住民の生活環境に及ぼす影響を回避又は極力低減すること。	準備書の予測結果では影響は低減されていると判断していますが、今後の事業計画の策定において変更範囲を最小限にすることで造成量と伐採量を削減し、工事用車両の通行台数の削減を図ってまいります。工事用車両からの排気ガスや粉じん等による影響を低減するため工事用車両の点検や輸送速度の制限などを行い、周辺地域住民の皆様との生活環境に及ぼす影響を回避又は極力低減できるように努めてまいります。
8	04 騒音	風車と住宅等との位置関係が概ね決まっていますが、評価書には国内外ですでに稼働している地域において類似した条件の場所を地点毎に照会し、それらの騒音、低周波音の発生状況及び影のちらつき等に対する数値や住民の反応を記載し、それらを纏めたものを評価書に記載すること。	騒音、低周波音については環境省からの手引きが発出されており、この手引きに準じて予測評価いたします。当社は既に風力発電事業を展開しておりますので、そこでの数値を照会することは可能ですが、個々の内容が異なりますので適切な評価にはならないと存じます。なお、風車の回転に伴う影の予測評価を準備書に掲載しておりますので、ご確認いただきたく存じます。

島田市長意見に対する事業者の見解
(ウインドパーク遠州東部風力発電所 準備書)

資料5-1

No.	環境要素の区分	意見	事業者の見解
9	05 低周波音(超低周波音を含む。)	また、特に低周波音による騒音等の問題は、実際に風車が稼働してみないと不明な点もあることから予測がつきにくく、人それぞれで感じ方も異なる。このため風車稼働後に発生した低周波音の問題については、事業者が地域住民に対して真摯に対応することを評価書に記載すること。	低周波音に関しては、環境省の手引きのにおいて評価手法が示されており、本事業では影響は十分に低減されている領域となっております。しかしながら、低周波音の感じ方には個人差があるとも言われており、風車の稼働後において、影響を懸念される事象が発生した場合には、原因を調査し、風車が原因である場合には適切な対応をいたします。
10	07 水質(水の濁り)	市や地元が管理する水道水源の水量や水質の保全に努めること。準備書において造成等による工事中の濁水が河川に流入する箇所が複数予測されている。特に大代川については浮遊物質量の将来予測値が高いことから、具体的な環境保全措置を評価書に記載すること。	風車敷地や輸送用道路については、基本的には濁水が発生しても河川への影響を回避または低減出来るように計画しましたが、一部の河川では濁水が河川に到達することが予測されました。このため当該箇所においては工事区間を小規模に区切る、濁水期での施工、豪雨時の防護対応などの施工計画の立案を進め、評価書に記載できるように努めます。
11	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	当該事業実施区域内は渡り鳥の経路と重なる部分が多く、その年の天候状況によって鳥の渡りの位置も変化しうる可能性があるため、評価書の結果だけによらず、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会の意見を聴きながら事後調査計画書を作成すること。また、他の動植物についても地域に精通した専門家の意見を聴き、十分に理解を得た上で計画を立てること。	バードストライクに係る事後調査計画書を作成する際には、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会からのご助言を頂くようにいたします。その他の事後調査項目についても、専門家からの助言を踏まえながら、必要と考えられる事後調査計画を検討してまいります。
12	11 植物(重要な種及び重要な群落) 海域を除く。))	当該事業実施区域内における植物種の生育環境の保全を行うこと。やむを得ず、他の地域に移植する場合は、事前に移植試験を行い定着可能であることを確認してから実施すること。また、移植試験についても工程表に記載すること。造成時における法面への種子吹付けは、可能な限り在来種を選定すること。また吹付けを行う種子は事前に在庫を確認しておくこと。移植試験同様に、工程表へ記載すること。	植物の重要種に関しては、生育地の保全を第一に考えておりますが、事業計画の安全面等との兼ね合いから、やむを得ず移植を実施する場合もございます。移植を実施する際には、事前に生育状況を把握した上で、移植試験を実施し、その後に生育適地に移植、適宜活着状況の確認を行ってまいります。緑化に際し使用する種子については可能な限り在来種を選定、在庫状況を確認するとともに、移植作業も含め工程表へ記載いたします。
13	12 生態系	事後調査計画には、大代川、家山川、福用川、高熊川、原野谷川などの主な河川に対して環境DNA調査を行い、生物の消失が疑われる可能性を低下させるよう検討すること。	河川等の水域に生息する魚類等の水生動物に関しては、濁水の流入を防ぐといった環境保全措置を講じることにより、生息環境の消失といった影響は小さいものと予測しております。そのため、現時点において、事後調査として河川における環境DNA調査の実施は検討しておりません。
14	12 生態系	当該事業実施区域内の動植物相について、大きな影響を及ぼさないように配慮すること。特にヒアリについては「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」において「要緊急対処特定外来生物」に指定される見込みが高くなっていることから確実に対応すること。	ご指摘の点について、留意するよういたします。特にヒアリについては、輸入港湾などで生息が確認されていますので、機材の搬入などの際には、十分に注意してまいります。確認された場合には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」の内容を確認しつつ、適切に対処いたします。
15	13 景観	フォトモンタージュの結果については、風車のある光景に対して誤解や忌避感を生まないように、事業実施までに可能な限り、写真での紹介を交えた事業のPRに努めておくこと。	フォトモンタージュにつきましては、地元地区様への説明会等でご説明をしております。今後も事業計画の進展に応じて地元説明会にてご説明させていただき、ご理解を得られるよう努めてまいります。

島田市長意見に対する事業者の見解
(ウインドパーク遠州東部風力発電所 準備書)

資料5-1

No.	環境要素の区分	意見	事業者の見解
16	16 その他	調査及び工事中に遺跡・遺物が発見された場合は、速やかに市博物館課へ届け出ること。経塚山南側や馬王平で陶器片等を採集している。今後、埋蔵文化財調査を実施するので工事日程の調整を図ること。	経塚山、馬王平で陶器片が発見されたことは承知しております。今後事業計画が進展する中で遺跡・遺物が発見された場合には、島田市博物館課様に報告し、ご指導に従います。
17	16 その他	事業区域内外において、市が所管する道路敷き及び河川敷、また、これらに係る公共土木構造物について、何らかの(工事用大型車両の通行を含め)行為を行う場合は、協議及び手続きを行うこと。	島田市様が所管される道路敷きや河川敷またこれらに係る公共土木構造物については、当該の関係部局様とご協議させていただきます。
18	16 その他	昨年9月に発生した台風15号による土砂崩れの影響で、市内を通る国道や鉄道が大きな被害を受けた。当該計画地はその被害が発生した地区の西側の尾根に沿っている。この地域はがけ地に指定されていないとはいえ、巨大な構造物を設置することに関して、住民への説明にはより慎重な対策が必要ではないかと考える。 また、当該計画地の山林の尾根の木を伐採し、構造物を建設して地面を固めることによって、八高山やその周辺の山々の保水力が低下する可能性がある。一方、白光川や市井平川など周辺の河川や沢は小規模なものも多く、急激に水量が増加すると溢水が起きてしまい、台風15号では、家山地区、高熊地区では床上浸水をはじめとする家屋被害が多く発生した。沈砂池に大きな流木が流れ込むことも考え、規模を大きくすることや尾根筋に調整池、計画地内の河川に遊水池などを増やしていくなどの対策が必要ではないかと考える。	対象事業実施区域を含め周辺において豪雨等による災害が発生していることは承知しております。事業者といたしましては、本事業の実施が災害の引き金にならないように、関係行政様等からのご指導をいただき、調査設計を進めてまいります。現在の計画では風車敷地には小堤と沈砂池を設け、雨水を一旦貯め、地下に浸透させると共に上水を沈砂池から風車敷地外に排出させていただく計画としております。輸送用道路につきましては、短い区間で排水を施し、必要に応じて沈砂池を設置して急激な排水とならないように計画しております。今後、静岡県林地開発申請等で行政機関様からのご指導をいただき、適切に対応してまいります。